

文化政策の理論と現実

---我が国の文化政策を中心に---

六期生 松下 朋弘

はじめに

第1章 文化とは何か

第1節 文化政策における文化---本論文における文化の定義---

第2節 さまざまな「文化」の定義

第2章 芸術に対する公的支援の根拠

第1節 文化庁による支援の根拠

第2節 経済学における根拠

第3章 我が国の文化政策の歴史と現状

第1節 はじめに

第2節 我が国の文化政策の歴史の変遷

第3節 我が国の文化政策の現状

おわりに---我が国の文化政策の今後について---

はじめに

ついに新世紀、21世紀の幕が開けた。21世紀といっても、それはひとつの恣意的な時間の「区切り」であり、それ自体に絶対的な意味があるわけではない。しかし、巷では「21世紀を展望する」といった企画をよく眼にする。そうした世間の潮流に流されて、私も卒業に際して、自分なりに21世紀を展望してみたくなった。しかし、決して総体的に21世紀を展望しようというのではない。もちろんそのようなことは私の能力では不可能である。

本論文では、主として我が国の文化政策について論じている。その主張は、要約すると、まず、現在の我が国の文化政策の根拠は不十分といわざるをえないが、芸術文化の支援の正当性を（経済学の助けを借りて）説得的に論じることは十分に可能であるということ、そして、現在の我が国の芸術文化に対する公的支援の状況は諸外国に比べて量的に低水準であり、また質的にも芸術文化の振興に関する部分への支援が不十分であり、量および質の両方の点で改善の余地があるということ、である。さらに、以上に基づき、我が国の芸術文化に対する支援のよりいっそうの拡充を主張している。

以上のような議論は、「21世紀の日本はもう少し文化的な国であって欲しい」というある意味で直観的な私の願望をもととして展開されたものであり、本論文は、そうした直観的・感覚的なものの論理的な根拠づけの可能性への挑戦でもある。

ところで、こうした私の「直観」は何も降って湧いたというものではない。しかし、また、私自身が芸術文化的な環境の下で育ち、そうした分野にとくに関心があるからという訳でもない。そこで次に、私がこうしたテーマを選択した理由を簡単に述べてみたい。

まず、やはり大きいのが近年の少年犯罪の頻発および凶悪化である。少年法に「甘えている」という指摘もなされるが、私自身としては「学校」や現代社会の均質化・画一化の圧力に対する彼らの抵抗の発露であるとする見方に共感したい。そして多様性や個性が重んじられるような社会を構想するとき、芸術文化は重要な位置を占めるのではないかと考えている。現在、日本は新たな社会を構想すべき岐路に立っているのではなからうか。

また、私自身の直接的な経験としては、ロンドンへの観光旅行とボランティアとして昨年末の大晦日「五山送り火」をお手伝いしたことがある。物珍しさによる一時の感動なのかも知れないが、ロンドンの街並（景観や公園）や美術館・博物館などの文化的環境の充実ぶりには非常に驚かされ、思わず日本の現状と比較してしまった。

また、京の伝統行事「五山送り火」への参加により、伝統行事を守っている人々の気概や、「送り火」に寄せる京の人々の心¹に深く触れることができた。こうした体験をうまく言葉に表現することはできないが、現代社会に生きる私たちが失いつつある何かに触れた気がした。そして、思い上がりも甚だしいが、そうした貴重な経験を得えた者として、そうした伝統や文化を守るべく「行動」を起こす責任があるのではないかと思った。

¹ 「送り火」とはお盆に帰ってきた先祖の魂を再び「送る」ための「火」であり、五山点火後は京都に古くから住む人々は手を合せ、祈るそうである。

第1章 文化とは何か

第1節 文化政策における文化——本論文における文化の定義——

福祉政策が国民の福祉を対象とする諸政策のことであるように、文化政策とはその名の通り我が国の文化を対象とする諸政策のことである。では、ここでいう文化とはいったい何か、そして文化政策が対象とする固有の領域とはいったいどのような領域であろうか。

実は驚くべきことに文化政策を行う上で有効な文化に関する定義は未だにないということである。国連の世界文化と発展委員会が1996年にまとめた報告書『Our Creative Diversity』の中には「文化政策についての最大の問題は、(中略)政策の目的である(文化)そのものについての、意味の取り違え、あるいはつまみ食いの公式化と理解にあるのだ」というコリンメルサーの言葉が引用されているそうである。

また我が国の文化政策に関しても、端信行氏が同様の問題意識を述べている。「特に、行政が文化に取り組むにあたって、文化とは何を指すのかが明確にならないことが、その推進の大きな障害となっているのである。」²

では、我が国において国家レベルでの文化政策を担っている文化庁は文化についてどのように定義しているのでしょうか。文化庁は文部省(現文部科学省)の内局の文化局と同外局の文化財保護委員会が統合され1968年に設けられたものである。したがって、文部省設置法の中に文化庁設置の根拠が記されており、文化の定義もその中にある。

同法の中の記述から総合的に判断すると、文化庁の定義といえる文化の範囲は「芸術及び国民娯楽」「文化財」「著作権」「国語」に「宗教」を加えたものということになる。ここで「芸術及び国民娯楽」に関しては「芸術」「生活文化」および「国民娯楽」の3つを含むものと考えられる³。しかしここでも「芸術」とは何か、「生活文化」とは何か、といった新たな疑問が生じ、一向に内容が明確化されない。

また、近年、「文化の時代」と同時に「地方の時代」も盛んにいわれるようになったことを背景として、地方公共団体によっても文化政策が盛んに展開されるようになった。こうした地方公共団体における文化政策の特徴は、同政策が一つの理念として他の政策の上位に置かれるようになってきているという点である。その結果、文化の概念は非常に内容豊富なものになっており、景観・アメニティ・水辺・公園・街路・緑・里山・田園・都市等のハード面をも含む生活環境全般を覆うものとなっている。

このように文化政策が対象とすべき領域＝「文化」とは何かについては、いまだ結論が出ておらず、文化という概念の境界線は非常に流動的である。しかし文化の定義を曖昧にしておくことは本論文における今後の議論の支障となることが予想される。したがって、本論文では便宜的に文化政策の対象領域を主として芸術文化の分野に限って議論していくことにする。

² 端信行 [1998]。

³ この定義に関しては根木昭 [他] [1996] の記述を参考にした。

しかし、今後の文化政策の発展を考えたとき、文化の概念をより豊富化しつつ、明確化していくことは非常に重要であると思われる。そこで、本章の残りの部分で、そうした作業の第1ステップとして様々な文化の定義を概観することにしたい。

第2節 さまざまな「文化」の定義

はじめに、私たちが日頃、文化という言葉をもどのように使っているかを考えてみよう。文化とは英語 culture に対応する日本語である。そこで『ロングマン 現代英英辞典 [3 訂版]』を調べてみると、大きく分けると(i)社会において共有されている思想、信条、習慣、(ii)美術、音楽、文学などに関する諸活動の2つの意味が示されている。「日本文化」や「アメリカ文化」といえば前者のことであるし、「彼／彼女は文化に関心がある」といえば、それは後者を意味することになるだろう。このように、日常語においても文化という言葉は多義的である。

それでは、学問の世界ではどうだろうか。実は学問の世界における文化という言葉は、日常生活におけるそれ以上に多義的であるようだ。一般に広く受け入れられた文化の定義がないどころか、アメリカの人類学者 A・L・クローバーと C・クラックホーンによれば、文化には英語だけで 160 もの学問的に提示された定義があるそうである。これは英語に限った定義であり、英訳されていない定義やその後新たになされた定義を含めると膨大な数の定義が存在することが想像される。

ここで彼ら自身による文化の定義を挙げておく。「文化とは、明示的にもしくは暗黙裡に存在する、行動についての、行動のためのパターンからなり、シンボルによって伝達されるもので(中略)文化の本質的な中核は、伝統的に伝えられてきた観念や、とりわけ付与された価値からなる。」

また文化とは何かについての哲学的な立場からなされた考察もある。渡辺通弘氏は、人間は死が必然であることを自覚している唯一の動物であり、この絶望から抜け出すために、死すべき自己にかわる何物かを見出そうとして人間は文化を作ったのである、という。

そして、渡辺氏は、時代を超えて伝達される集団内で遵守され、不可欠の要素となった特定の様式や型を文化と定義し、時代の超越性という点では同じであるが、とりわけ創造性や個性・特異性の主張といった点で異なる芸術と区別している⁴。

渡辺氏による文化の定義は、人類学における定義と若干重なる部分もあるように思われるが、「人間にとって文化はなぜ必要か」という観点からの考察は、ともすると娯楽や趣味の領域に属するものとして議論の対象になりにくい文化にとって、今後、その概念の再構成を行っていく上で重要な視点であると考えられる。

⁴ 佐々木晃彦 [編著] [1999] 第5章。

第2章 芸術に対する公的支援の根拠

一般に「文化政策」と聞けば私たちは芸術や文化に関する様々な規制や法律とともに国や地方公共団体による資金面での支援を連想するのではないであろうか。では、国や地方自治体といった公的な機関が芸術活動に対して資金面での援助を行うことにはどのような根拠があるのであるだろうか。もしこうした政策を実施する上での根拠が曖昧であり、アドホックなものであるならば、そうした政策は半恒久的なものとして継続されることは期待しえないだろう。

我が国では美術館・博物館はほとんどが公的部門によって経営されていること、また我が国の芸術団体および芸術家の、収支構造における事業収入の割合は半分程度であり、不足分は自己負担や補助金で賄っている状況⁵を考えると、支援政策に不確実性が存在するということは、今後、その形成や伝承に比較的長い時間が必要とされる芸術文化の破壊とはいわないまでも衰退を招くような悪影響をもたらすのではないかと危惧される。

本章では、まず、我が国においてはどのような文化政策の根拠づけが行われているかを、文化庁の見解をもとに概観する。残念ながら、そこでは文化庁による支援の不十分さが指摘される(第1節)。そこで、芸術文化に対する公的支援に関するより強固な根拠を求めて、経済学の文脈でこれを検討する。そこでは「市場の失敗」とその是正措置としての政府介入の正当化が芸術の領域にも適用される(第2節)。

第1節 文化庁による支援の根拠

文化庁が文化一般に対する支援を行うことの根拠としてと思われる現状認識は文化庁[1988]の中の次のような箇所に見ることができる。

「経済成長がもたらした高度産業社会の中で、急速な都市化の進展、大量生産・大量消費の経済構造、情報化の進行などに伴い、大衆社会化が広く進行し、社会全般が同質化、没個性化の方向をたどるに至った。また、地域社会の変化に基づく地域連帯感の衰退、開発に伴う自然環境の劣化、貴重な文化伝統や文化財の衰退、社会や職場等における組織の巨大化・管理化などの中で、人間疎外の状況や主体性の喪失が次第に深刻さを増していった。」

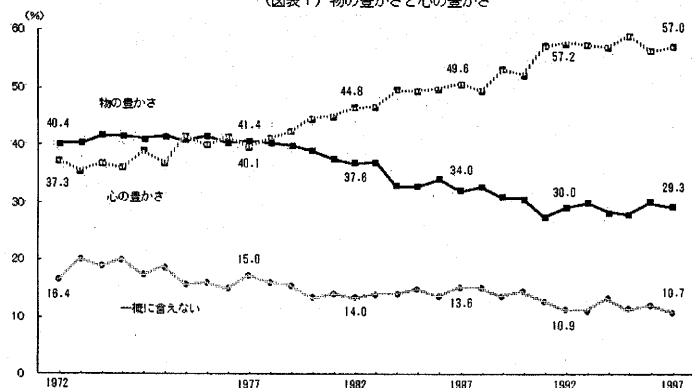
「国民の間では、高い生活水準を基盤としつつ、画一化した物質的な充足のみに飽き足らず、一層個性化と多様化を求める方向で、積極的に自らを主張し、自己実現を図ろうとする意欲が盛んになってきている。／失われかけた人間性を回復し、心の豊かさを求め、さらに積極的に自己実現を図ろうとする意欲は、文化への強い志向となって現れ、「文化の時代」と言われる今日の状況を生み出すに至っている。」

要約すると、「高度産業社会が大衆社会化と呼ばれる状況を引き起こし、社会全般が同質

⁵ 佐藤 [1999] 第2章など参照。

化・没個性化するとともに、地域連帯感の衰退や組織の巨大化・管理化が人間疎外や主体性の喪失といった状況を生み出していった。そうした状況を背景として人びとは人間性の回復や心の豊かさを強く求めるようになり、それらが文化への強い志向となって現れている。」というのが文化庁の支援の根拠であり、そうした国民の要望に応えるためにという理由による支援の正当化がなされているといえる。こうした主張を裏付ける資料としては総理府（現内閣府）が実施している「国民生活に関する世論調査」がしばしば引用される（図

（図表1）物の豊かさとの豊かさ



（出所）「国民生活に関する世論調査」（平成11年12月調査）より作成。

表1参照）。

以上のような根拠はかなり一般的に受け入れられており、我が国の文化政策研究者による議論においてもしばしば同様の論理展開がみられる⁶。

しかし、以上のような文化庁の議論において、文化・芸術に対する公的な支援は正当化されたと考えることができるであろうか。恒久的で継続的な芸術文化支援政策

を支えるだけの根拠たりうるであろうか。こうした文化庁の文化政策の根拠に関する論理の破たんを鋭く指摘するのが佐藤郁哉氏である。以下では佐藤氏の議論を参考にして文化庁による支援の根拠の不十分さを指摘したい⁷。

佐藤氏の指摘する文化庁による支援の論理の破たんは以下の2点に要約される。

まず、第一に、「国民生活に関する世論調査」の「物の豊かさとの豊かさ」に関する設問に不備があり、政策の根拠にはならないという点である。先述の通り同調査は、人間性の回復や心の豊かさが求められるようになった根拠としてしばしば使用されるが、同設問の質問は「あいまいな質問」や「誘導質問」を含んでいて、人びとの見解の微妙な差異を無視する結果となっており、政策の根拠とするにはあまりに貧弱なものとなっている。

そして、第二に、仮に国民が「心の豊かさ」をより重視するようになっているとしても、「心の豊かさを求め」ることがなぜ「文化への強い志向」となるのという点に関して論証と実証的根拠が貧弱である⁸。

ここではこれより深く立ち入って論じることはしないが、以上の点からだけでも文化庁の支援の根拠にがいかに貧弱で不確かなものであるかは明らかである。

また、仮に国民が文化的な財・サービスに対してより大きな需要をもつようになっていると仮定したとしても、公的部門がそうした財・サービスの供給に関与しなければならないということにはならない。

こうした問いに対して、政治家は、芸術文化の振興は公的部門の「責任」であるなどと

⁶ たとえば、池上惇 [他編著] [1998] 第7章。

⁷ 佐藤郁哉 [1999] 第2章を参照。松原隆一郎 [1995] も根拠に別の角度からの疑問を呈している。

⁸ 佐藤氏は、第三に、近年の文化庁の文化政策の中で芸術振興に関するプログラムが数多く見られるようになったが、文化活動の中でもとりわけ芸術こそが心の豊かさを実現する手段であるという点に関して論証と実証的根拠が貧弱である点も指摘している。

いうレトリックによって応えるかもしれない（むろん、こうした論理展開は伝統的な経済学の枠組み内からは生じるはずのないものではある）。しかし、実際にその社会集団（国もしくは地域）が芸術文化に対して無関心、もしくは敵意を抱いているとするならば、政府や公的部門が芸術文化を支援することは、専制的、よくて温情主義的（パターナリスティック）ということになる。

しかし一方で、世論調査の結果が「芸術文化の支援は公的部門に固有の役割である」という政府や政治家の信念を国民が共有しているということを示唆する場合もある。しかし、実際には、芸術家の社会批評家の側面が強く現れるようになると、一般に人びとは政府が彼らの活動に資金を提供することに激しく抗議するようになることを考えれば、政府による芸術文化の支援と個人の効用とは必ずしも一致しないという反論が成り立つ。

以上で、文化庁による支援の根拠づけを検討してきた。文化庁による根拠の要諦は「国民の文化志向の高まり」であったが、そうした現状認識そのものが、信頼のおける調査方法に基づいたものではなく、政策の根拠としては疑問の余地が残る。さらに、たとえ「国民の文化志向の高まり」を仮定したとしても、恒久的・継続的な公的部門による支援を十分に正当化するような十分な根拠は存在しない。では、芸術文化を公的に支援することを正当化するような議論は存在しないのであろうか。第2節では経済学の文脈で検討していく。

第2節 経済学における根拠

1 はじめに

芸術文化に対する公的支援が経済学の枠組みの中でどのように根拠づけられるのであろうか。以下では公共経済学の枠組みの中でこの問題についてどのような解答が可能であるかを検討していく。

ところで、公共経済学はミクロ経済学の手法の基礎の上に構築されている。しかし、ミクロ経済学の分析対象はもっぱら市場であり、政府に対する関心は相対的に小さいものであった。『国富論』を著したアダム・スミスに始まる古典派経済学およびその後継の新古典派経済学によって発展させられてきたミクロ経済学は、資源配分機構としての市場の働きに大きな関心と信頼を寄せ、完全競争が保証されるならば、市場での交換を通して最適な資源および生産物の配分が達成されると主張し、それを根拠付ける理論の開発を行ってきた。一方、同経済学の枠組み内での政府に関する議論は、市場の資源配分の機能を維持するだけで充分とする「夜警国家」論であった。

このような古典派経済学に対して、市場の資源配分機能が十分に機能しない状況、すなわち「市場の失敗」に関心の中心とし、その解決策を模索する中で公共経済学が発展してきた。公共経済学の中では「市場の失敗」の存在が、政府が市場へと介入する理論的根拠となってきたのである⁹。

⁹ しかしながら、政府による市場への介入は「市場の失敗」が存在するというだけでは充分には正当化されない。それは「政府の失敗」も存在するからである。本論文では「政府の失敗」までは議論しないが、

本節では、以上のような経済学の流れを踏まえて、完全競争市場の資源配分機構が十分に機能しない状況、すなわち「市場の失敗」と、そこでどのように政府の介入が正当化されるのかを概観し、それらを本論文の関心である芸術文化の領域に適用する。また、完全競争市場は効率的な資源配分を実現するとしても、それが公正であることを保証しないこともよく知られており、所得再分配政策のための政府の介入が正当化されている。併せてこの点も芸術文化の領域への適用を考察する。以上を通して芸術文化に対する公的支援の一つの根拠に替えたい。

2 完全競争市場とパレート最適

標準的な経済学では、効率性はパレート最適か否かによって判断される。パレート最適の状態とは「他の誰かの効用を減らすことなしには誰一人の効用をも増加させることが出来ない」状態のことであり、このとき「一つの経済社会の資源の生産物間の配分と生産物の個人間の配分は最適状態にある」とされる。

そして、同経済学は、次の条件が成立しているとき、完全競争市場ではパレート最適な資源配分が実現されると主張する。その条件とは、(1)人々が財から得る限界効用はその財の消費が増加するとともに逡減する、(2)企業の限界生産物は生産量の増加とともに逡減する、(3)各家計および各企業は価格を所与として行動する、(4)各財の市場価格が、その財の社会的限界費用を正確に反映している、である。

3 市場の失敗

しかしながら、こうした条件はかなり厳しいものであり、それが成立しない結果、市場による資源配分がパレート最適な状態をもたらさないという事態が起こりうる。これは「市場の失敗」といわれ、一般にその原因は大きく分けて以下の4点が指摘される。

(1)独占または寡占による市場価格の人為的操作による完全競争市場下での市場価格からの逸脱。(2)生産技術の特徴、すなわち企業の生産関数が規模に関して収穫逡増であるために必然的に発生する自然独占。(3)外部性による社会の真の機会費用からの市場価格の乖離。(4)情報の不完全さや不確実性に基づく市場の欠如。

一般に芸術文化団体の多くは非営利組織であるので、(1)独占または寡占による「市場の失敗」を理由として公的支援を正当化することはできない。以下では(1)を除いた(2)から(4)の原因による「市場の失敗」が芸術文化の領域においても起こりうることを確認してゆく。

3-1 特徴的な生産技術——平均費用逡減財の最適供給——

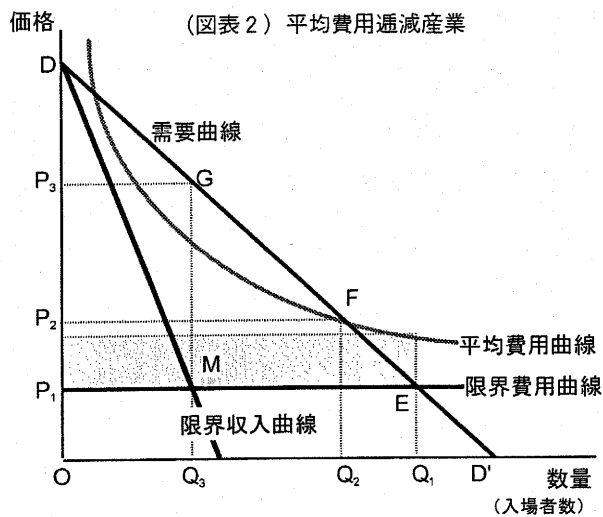
企業の生産関数が規模に関して収穫逡増であることによって生じる「市場の失敗」は、一般に自然独占の発生による厚生損失であるとされている。

はじめに、自然独占の発生による厚生損失について確認しておく。企業の生産関数が規模に関して収穫逡増であるということは、生産量の増大にともなって平均費用が減少するということである。このような産業においては、企業は大量に供給すればするほど価格

現在の公共経済学はその視野のうちに含んでおり、芸術文化に対する公的支援の議論においても「政府の失敗」を考慮する必要がある。本論文ではこの点については今後の課題としたい。

競争の上で有利になり、最初に大量に供給した企業が他の企業との競争に勝ち、独占者となる（自然独占）。

そして、いったん独占体制が確立されると、利潤最大化を図るために、企業は供給量を限界収入が限界費用と等しくなる水準に制限し、価格を独占価格につり上げようとする。ここで、企業の限界費用は P_1 で一定であり、供給曲線の代わりに限界費用曲線を用いて生産者余剰を定義することとして、このときの厚生損失を図を用いて確認すると以下のようなになる（図表2参照）。企業が利潤の最大化を図るとき、限界収入曲線と限界費用曲線の交点での量 OQ_3 を供給し、そのとき価格は P_3 となる。このときの社会全体での余剰は、生産者余剰 P_3GMP_1 と消費者余剰 DGP_3 の和、 $DGMP_1$ となり、完全競争市場における余剰 DEP_1 と比較すると、 GEM の厚生損失が発生していることになる。



しかしながら、社会全体での余剰が最大となる、価格が限界費用と一致する点では、企業は生産費用を回収することができず、長期的な生産の継続は不可能となる。このとき補助金なしでこの企業が操業可能な点（ゼロ利潤点）は、需要曲線と平均費用曲線の交点 F であるが、このときも完全競争市場と比較すると厚生損失が発生している。したがって、このような特徴的な生産技術を有する産業においてパレート最適を達成するためには、政府の介入によって価格を抑制する必要と補助金を支給する必要がある。

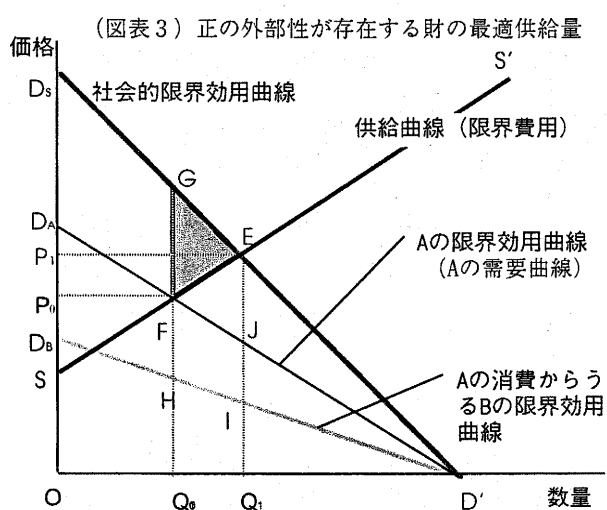
では、こうした議論は芸術文化の領域に対しても適用可能であろうか。たとえば、博物館がその事例と考えることができる。博物館の運営には、利用人数に関わりなく必要とされる固定費用の部分と、利用人数が1人増えるごとに必要な限界費用の部分がある。しばしば橋の例で説明されるのと同様に、博物館はその最適な収容人数をこえない限り、すなわち混雑性が発生しない限り、限界費用はゼロもしくは非常に小さい水準で一定であると考えられる。したがって、利用人数が増えればふえるほど1人当たり費用、すなわち平均費用が低下する平均費用逓減産業であるとみなすことができる。このとき過小利用とならないように価格を限界費用に抑制すると、この博物館は開館費用を回収することができない。したがって、博物館を存続させるためには補助金または民間からの寄付金が必要となる。

以上、平均費用逓減産業の最適供給に関する議論の下で、博物館の運営について考察し、そのサービスの効率的な供給には、何らかの非市場的手段が必要であることが指摘できた。一つの解決手段として、2部料金制を導入し、チケット価格を限界費用に等しくし、収入の不足分（図表2の影の部分）は補助金もしくは寄付金によって賄うという方法がある。この場合、不足分を賄うのは寄付金で充分ではないかという議論も成立するが、3-2 正の外部性の存在と公共財としての芸術で論じるように、芸術には多様な外部性の存在が認められることを考えれば、不足分に税が充てられることも充分合理的であるといえる。

3-2 正の外部性の存在と公共財としての芸術

公共経済学において一般に議論される外部性は、負の外部性であることが多い。古くは、外部不経済の問題が初めてとり上げられた例として有名な、ピグーが論じた鉄道機関車の運行とその火花による沿線での森林消失の問題がある。また、近年ではもっぱら大気汚染や水質汚染などの公害と関連して論じられることが多い。

負の外部性が発生する場合は、企業は生産にともなって発生する社会的なコストに配慮しないため、供給曲線は私的限界曲線に一致し、それは社会的コストを考慮した社会的限界費用曲線の下方に位置する。こうした状況で、市場価格をパラメーターとして消費者が自身の効用を最大化させようと行動すると、その消費量は社会的に効率的な水準からすると過大な消費となり、「市場の失敗」が発生する。



同様に、ある財やサービスの消費に正の外部性がある場合も「市場の失敗」が発生する。まず、簡単化のために消費者Aと消費者Bの2人の社会を考え、Aの財xの消費量 Q_A が増えるほど、Bの効用が増大すると考える。このときAの限界効用の貨幣的表現とAの消費によって生み出されるBの限界効用の貨幣的表現は、それぞれ $D_A D'$ 、 $D_B D'$ と表現できる(図表3参照)。

いま、AとBとの間に交渉や第三者の介入がない場合、xの供給水準および市場価格は、Aの限界効用曲線 $D_A D'$ とxの限界費用曲線 SS' の交点Fによって与えられ、それ

ぞれ Q_0 、 P_0 となる。この場合、xの供給水準は過小である。なぜならxの社会的限界効用曲線は、Aの限界効用曲線 $D_A D'$ とBの限界効用曲線 $D_B D'$ を垂直に足しあわせて得られる曲線 $D_S D'$ であり、xの社会的最適供給量は、供給曲線 SS' と社会的限界効用曲線の交点Eによって与えられる生産水準 Q_1 であるからである。

また、このことを社会全体の効用の観点から考察すると、まずxを Q_0 だけ生産したときの社会的純効用は、Aの消費者余剰 $D_A P_0 F$ と生産者余剰 $P_0 S F$ の和に、BがAの消費の外部経済として得た効用の総和 $D_B O Q H (=D_S D_A F G)$ を加えたものであり、これは $D_S S F G$ に等しい。一方、xを社会的最適供給量 Q_1 だけ生産したときの社会的純効用はDSEである。したがって、xの生産を Q_0 から Q_1 へと増加させたとき、社会的純効用はGFEの分だけ増加する。このときAが失う効用はFJE、Bが得る効用は $H Q_0 Q_1 I (>FJE)$ であり、Bが自分の効用増加分からFJEに相当する金額をAに補償してもなお社会的に正の効用が残る。

このようにAとB2人の間の外部経済は交渉による直接取引を通して内部化が可能であり、必ずしも第三者の介入を正当化するものではない。しかしながら、当事者間の直接取引による内部化が困難な場合には、「市場の失敗」が発生する。そうした直接取引の阻害要因には、関係者が多数のため、交渉費が高いとか、外部性の発生原因およびその影響の客観的認定が困難であるといったもの、そして、その財が非排除性の特徴をもつ公共財であ

るため、外部経済の受益者の真の便益の特定が困難であるなどといった要因がある。

非排除性をもつ財・サービスは、いったん供給されれば、需要者はその対価を支払おうが支払わまいが、その便益を享受できる。したがって、需要者は、自分自身がその財・サービスに対していくら支払う用意があるのかを表明するインセンティブを失う。

このように非排除性をもつ財は、需要者の間に、自分自身が負担するその財の費用を出るだけ少なくし、しかも便益を享受しようとする「ただ乗り（フリー・ライダー）」動機を引き起こす。したがって、こうした財・サービスの供給にあたっては、必要な資金を徴集した税によってまかない、財・サービスを対価なしで供給する以外にないことになる。

ところで、芸術文化に関する領域においては、従来からその正の外部効果に注目が集まり、これまで多様な指摘がなされてきた。たとえば、フライとポメレーネは『芸術と市場---芸術経済学の探究』において次のような指摘を行っている¹⁰。

- (i) オプション価値---今すぐ消費しないが、芸術の供給によって受けるかもしれない便益。
- (ii) 存在価値---歴史的建造物のような、一度壊してしまえば商業ベースでは復元不可能なものが持つ便益。
- (iii) 遺産価値---次世代の人々は、自分達の選好を現時点で表示することができないので、引き継ぐ努力を怠ると断絶してしまう便益。
- (iv) 威光価値---国民としての誇りを感じさせ、文化的アイデンティティの維持に貢献する。
- (v) 教育的価値---社会の創造性や文化的評価能力を高めて、その結果、社会の構成員が受ける便益。

また、ボウモル・ボウエンも『舞台芸術 芸術と経済のジレンマ』の中で芸術文化のもつ正の外部性について次のように指摘している¹¹。彼らは芸術文化に由来する一般的便益として、威光価値が非常に本質的であると考えている。それは、アメリカ国民は同国の声楽家に対する国際的評価や振付師の独創性、また多くの立派なオーケストラをもっていることを誇りに思っており、そこから満足を得ているからである。

また、自分は芸術鑑賞から喜びを得るといった経験には至らなかったが、自分以外の家族、とくに将来の世代には適時に芸術文化に接する経験を得、それを享受する能力を得てほしいと大勢の人々が願っている。このことから、将来のために現在、芸術文化が破壊されてしまわないように支援することは、現役世代にとっての満足でありまた将来性代に対する便益の供与でもある。これらは存在価値および遺産価値と関係している。

そして、芸術文化がもたらす間接的便益として教育的価値を指摘している。これは一般に自由教育や人文科学の教育が、より立派な市民、より豊かな共同体、全ての人々にとってよりよい社会をつくり出すといわれるように、芸術文化も同様の便益を社会に供与しているということである。

¹⁰ 以下のフライとポメレーネによる外部性の指摘の要約は後藤和子 [1998] 第5章に基づいている。

¹¹ ボウモル・ボウエンは以下で指摘する点以外にも、実利的メリットとしての舞台芸術団体が観光資源として非常に有益であることを指摘している。この点は舞台芸術団体のみならず、博物館や名所・旧跡などにもあてはまると考えられる。しかしながら、外部経済を及ぼす範囲が地域的に限定されているという点で以下に指摘する外部経済とは異なっている。このように観光資源としての芸術をとらえ、そうした分野に対する投資と、その経済波及（乗数）効果を検証した研究として、我が国では梅棹忠夫 [監修]・総合研究開発機構 [編] [1983] という先駆的な研究がある。

ところで、以上で述べたような芸術がもつ正の外部性は、普遍的な性質をもっており、その点で非排除性の特徴をもつ公共財と考えることができる。したがって、芸術文化がもつこのような正の外部性に対しては政府が徴集した税金を配分することが正当化されると考えることができよう。

3-4 情報の不完全性

「市場の失敗」の1つである情報の不完全性も政府による市場への介入を正当化する1つの根拠となっている。完全競争市場モデルにおいては、個人は十分な情報を与えられており、そうした情報と自らの選好とに基づいて合理的に行動することが前提とされている。しかしながら、こうした前提に疑問を差しはさむ余地がある場合、パレート最適が達成されない可能性があることは明白である。

たとえば、個人が市場における選択の根拠となる情報を欠いている場合、もしくは、より根本的な問題として、彼／彼女が自分自身の厚生について無知であった場合、自分自身の効用を最大化するように行動するとは限らない。こうした状況が起こりうる限り、政府が情報の提供および教育を通して是正的な介入を行うことは正当化されるであろう。

公共経済学においても情報の不完全性に関しては未解決の問題が多く¹²、また文化経済学においても資料の制約からこの問題を明確に議論なあまりない¹³が、以下に述べる文化的財に対する嗜好についての議論は、上述の政府介入に対する支持を展開する上で大いに示唆的である。

芸術をはじめとする文化的財の消費は、現在の消費の増加が将来の消費を増加させるという意味で薬物などと同じく「中毒性」があると考えることができる。こうした見解は、「良質の音楽」に対する嗜好は、習得された嗜好であり、長い間接していればそれだけいっそう増大していくことを認識していたマーシャルにまで遡ることができる。

つまり、文化的消費は、現在の満足と将来の消費に影響を及ぼす知識および経験の蓄積の両方をもたらす過程であり、文化的財に対する嗜好は過去の消費に依存するのである。したがって、消費者は文化的財に関する経験や学習の機会の提供を受けることにより、文化的財に関する知識とともに自分自身の厚生に関する理解を深めることができ、消費者の潜在的効用を実現する結果となるであろう。

4 分配に関する諸問題に基づく正当化

本節でこれまで議論してきたのは「市場の失敗」が存在するときに、効率性の観点から政府による是正的な介入が正当化されるということであった。

しかし、仮にパレート最適が達成されて効率的な資源配分が実現されたとしても、それが効率的であり、かつ「公正」な配分であるという保証はない。なぜなら、完全競争市場は無数に存在するパレート最適配分の中から生産要素と財の初期配分に対応した1つの配分を達成するのみであり、達成された効用配分が社会的に「公正」であることは保証しないからである。したがって、こうした場合には、少なくとも、社会的に「公正」な効用の

¹² 柴田弘文・柴田愛子 [1988] による。

¹³ Throsby, D. [1994] による。

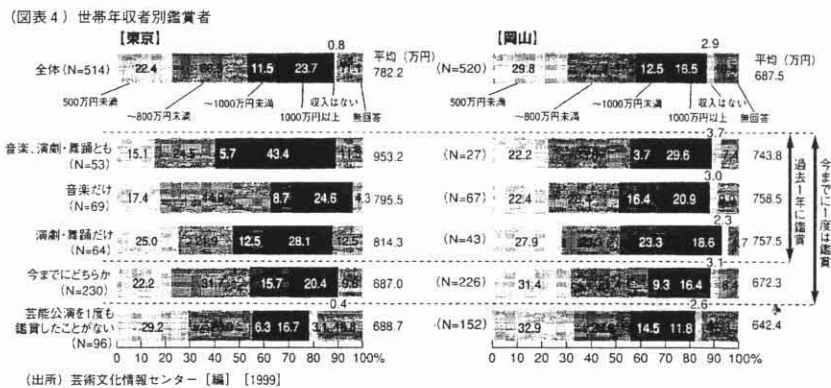
個人間配分を実現するため、政府が初期資源の保有形態に対する介入が正当化される。

そこで、次に問題となるのは社会が個人間のどのような効用配分を「公正」とみなすかであるが、これは社会的厚生関数の議論である。所得再分配政策の根拠を論じる際に社会的厚生関数の議論は避けて通れないものと思われるが、ここではこの議論に深入りすることは避け、一般的に平等性の観点から再分配政策が正当化されそうな事実を指摘するにとどめたい。

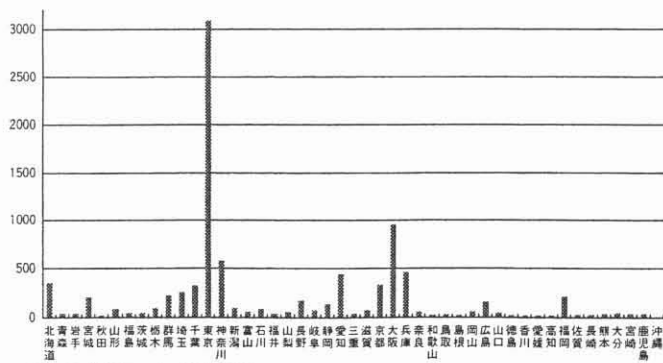
そうした平等性の観点から再分配政策が正当化されそうな事例として、まず、芸術文化の鑑賞者が高所得・高学歴専門職といった属性をもつことが多いことが挙げられる。このような芸術文化の鑑賞者の分布が所得や学歴・職種によって偏りがあることをアメリカにおける実演芸術の観客で検証した研究にボウモル・ボウエン[1966]がある。日本においてこうした分野でなされた調査・研究はまだ数少ないが、芸能文化情報センター[編][1999]は我が国においても金銭的余裕と公演鑑賞との関連性が少なからず想定できるということを指摘している。図表4は世帯年収別の芸能鑑賞状況を示している。

また、社会学の分野におけるある研究は、我が国においては出身階層と文化的な趣味の間の相関関係は指摘できないものの、今後、文化的な趣味は、文化的なモノにどれだけ支出するかといった家計上の特徴、そして学歴との関連を深めるであろうと指摘している¹⁴。

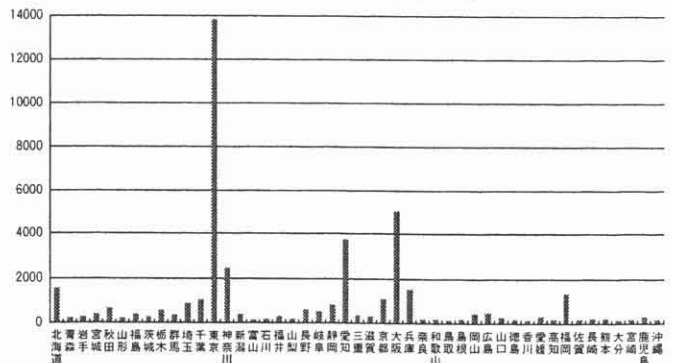
加えて、我が国においては芸術文化の鑑賞における地理的格差も見のがすことができない。我が国における実演芸術の公演活動は大都市、とりわけ東京への一極集中といった状況が明白であり(図表5および6参照)、何らかの改善措置の取り組みが必要であろう。



(図表5) クラシック公演回数 (1997年)



(図表6) 現代演劇公演回数 (1997年)



¹⁴ 藤田英典 [他] [1992]。

第3章 我が国の文化政策の歴史と現状

第1節 はじめに

現在、全ての民主主義的政府が芸術文化に対する支援を行っており、そうした支援の手段には、多様な方法があり、各国はこれらのうちのいくつかの方法を用いて芸術文化を支援している¹⁵。このように今日、あらゆる国々で何らかの文化政策が実施されているが、こうした分野に対する政府支出の水準は、各国で著しく異なっており、とりわけ我が国においては、「諸外国に比べてまだまだ少ない」ということがしばしば指摘される¹⁶。

また、芸術文化支援策には多様な形態があり、国レベルでの支援策は一般に、直接支援中心の大陸ヨーロッパ型、税制による間接支援中心のアメリカ型、そして前二者の中間的形態であるイギリス、カナダなどのアングロサクソン型といった型があるとされる。さらに、地方政府による支援も含めて公的支出として考えると、分権型のフランス、ドイツ、そして近年のアメリカ、一方中央集権的なスウェーデンといった特徴が確認できる。

こうした芸術文化支援の多様なあり方は各国固有の歴史的背景の中で形成されてきたものであり、直接的な政府支出を比較するだけで芸術文化に対する実際の支援の水準を判断することは無理がある。さらに各国によって「芸術文化」の定義が異なることや間接的支援の定量的な測定に関する問題が存在する。

そこで、我が国の文化政策の現状を考察し、将来像を展望することを課題とする本章では、はじめに我が国における文化政策の歴史の変遷を概観する(第2節)。つづいて、我が国の文化政策の現状を量および質の観点から考察し、その課題を探りながら展望を考察したい(第3節)。

第2節 我が国の文化政策の歴史の変遷

我が国においては歴史的に、茶道や能楽が摂関家や将軍家によって庇護されるなどといった例はあったものの、一般的に芸術文化は時の権力者によって庇護されるのではなく、早くから発達した都市の一般住民や民間資本の力によって、発展・継承されてきた。

我が国において芸術文化が公的権力をもつ主体による関与を受けるようになるのは、明治維新の後である。明治政府は欧米に伍していくことのできる近代国家の建設のため、欧米の芸術文化の移入・育成に腐心することとなった。そこで本節では、根木昭[他][1996]に依拠し、明治維新後の現在に至るまでの日本の文化政策の変遷を追ってみたい。

¹⁵ たとえば、法人および個人に対する助成金の支給、国有企業と通じた芸術的な財・サービスの直接的な供給、芸術への寄付を行う個人および企業に対する税制面での優遇措置、芸術家および芸術団体に対する税の控除、TVドラマに対するローカル・コンテンツ規制、情報の供給、芸術教育および訓練に対する支援、芸術家の経済的諸権利に関する法整備などがある。

¹⁶ 文化庁ホームページ「文化行政のあらまし」(<http://www.bunka.go.jp/1/l.html>)。

1 戦前の文化政策の変遷

〔第1期：1868年（明治維新）から1907年〕この時期は西洋芸術の移植，とりわけ軍事や工業への実利的面での利用を念頭においた政策が展開された時期であった。とくに実利的な利用可能性の高い洋画教育が奨励された。一方で邦画の復興を図る動きもあった。

〔第2期：1907年から1937年〕この時期は第1期の勸業といった実利目的の芸術政策とは対照的に，本来の意味での芸術文化政策が展開された。ただし対象が美術に限られるという限界があった。07年，発表の場を設けることによって美術の振興を図るとの目的で，文部省主催の文部省美術展覧会（文展）が初めて開催された。その後，文展は帝国美術院と帝展へと発展した。

〔第3期：1937年から1945年〕この時期になりようやく芸術全般を対象とする政策が展開されるようになる。35年以降問題となっていた帝国美術院改革が，37年に帝国芸術院の新設という形で実を結び，同院は美術だけでなく，文芸・音楽・演劇などの全般的な芸術奨励機関として位置づけられるようになった。また同年，文化勲章の制度が創設され，文化の発達に偉大な貢献をしたものに文化勲章が贈られるようになった。

2 戦後の文化政策の変遷

〔第1期：1945年から1950年代末〕この時期は戦時中の文化統制への反省から，国の芸術文化への関与が排除された時期であった。とはいえ，46年から開始された芸術祭をかわきりに，戦前はほとんど無視されてきた舞台芸術にようやく政策が及ぶようになった。

〔第2期：1960年代から1970年代前半〕この時期は民間芸術団体への国家による助成が開始された時期であり，また文化庁も設立された（68年）。高度経済成長を背景として民間芸術活動が活発化したこの時期，資金不足による経営難に直面する芸術団体，とりわけ舞台芸術を行う団体に向けた積極的な支援がなされるようになった。

〔第3期：1970年代後半から1980年代末〕高度経済成長の終焉とそれへの反省から「文化の時代」が標榜されるようになったこの時期，国家による直接の芸術支援体制¹⁷が確立されるとともに，芸術のみならず，生活文化にまで範囲を広げた幅広い文化政策が展開されるようになった。また「文化の時代」と同時に「地方の時代」がいわれるようになり，そうした流れの中で地方公共団体による文化行政が行われはじめた。

〔第4期：1990年代以降〕90年代に入って，文化庁による21世紀へ向けた文化政策の再編が開始され，また民間による芸術支援が本格化し，それらを文化政策のなかにどのように位置づけるかが課題となっている。文化庁は文化政策の再検討および再編を行っていくために，90年に「文化政策推進会議」を発足させた。また同年の「芸術文化振興基金」¹⁸の設立により，中核的な芸術団体への支援が中心であった従来の文化庁の予算がカバーしきれなかった裾野の領域にも支援が行き届くようになった。文化政策推進会議は，「新しい

¹⁷ 従来（59年）からあった民間芸術等振興費補助金が財政逼迫により抑制されたことを受け，新たに日米舞台芸術交流事業，優秀舞台芸術公演奨励事業，芸術活動特別推進事業の3事業が導入された。前補助金とこの3事業をあわせて国による直接支援体制の完成とみなされている。

¹⁸ 同基金は国からの出資500億円と民間からの寄付約100億円をもとに日本文化芸術振興会によって運営されている。

文化立国をめざして---文化振興のための当面の重点施策について」(95年)、「文化振興マスタープラン」(98年)などの提言・報告を相次いでまとめ、文化庁の文化政策の再編を牽引している。前報告の提言に基づき、96年には「アーツプラン21」が設立されたが、これは先駆的な芸術活動に対する助成事業であり、また芸術団体の経常経費への助成となっている点で従来とは異なる画期的な施策である。さらに、90年の企業メセナ協議会の設立は、企業の芸術支援が、バブル期にみられた企業の宣伝目的のものから、「見返りなき純粹な文化支援」へと方向転換されつつあることを示している。こうした民間企業の動向を受けて、近年では芸術文化団体・国(地方公共団体)・民間の3者間の連携による芸術文化の支援の枠組みの構築が必要であるとの認識が高まっている。

3 我が国の文化政策の特徴

我が国の文化政策は明治維新後、近代国家の建設の目的のもとに、欧米の芸術文化の移入として開始され、戦前は展覧会の実施や顕彰といった間接的な振興が中心であった。戦後、国家が芸術文化に対して距離をおいた時期もあったが、高度経済成長とその終焉の過程で芸術文化への国民的な関心の高まりを受け、70年代後半以降、ようやく文化庁を中心とした支援体制が確立された。さらに近年では地方公共団体や民間による本格的な芸術文化支援事業が行われるようになってきている。

このように我が国における芸術文化支援のチャンネルは、歴史的な構造としての体制が出来上がっているというよりも、今まさにそれが形成されつつあると考えることができよう。こうした特徴をもつ我が国の文化政策は、国家による支援だけでなく、地方公共団体、そして民間によるそれも含めて総合的に論じられる必要がある。

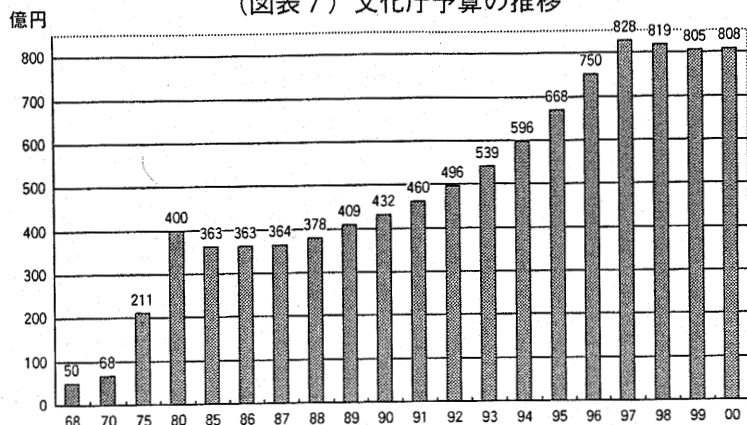
しかし民間による芸術文化支援はようやく本格化し始めたところであり、また税制優遇措置等の制度面でも未整備な部分が多い。そこで、次節では我が国の文化政策の現状としてこれまで大きな位置を占めてきた国および地方公共団体による公的な支援を考察することにする。

第3節 我が国の文化政策の現状

1 我が国の公的な文化関連支出の量的側面

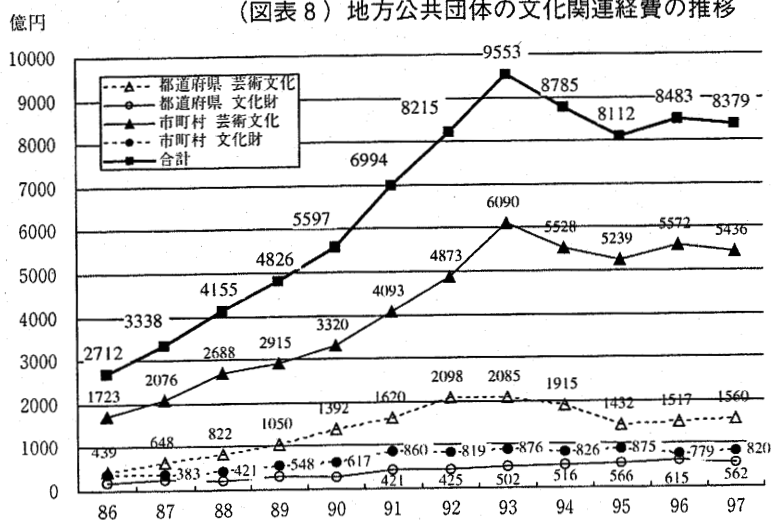
前節で指摘したように、公的な芸術支援は文化庁の創設(68年)とともに、70年代末から本格化してきた。文化庁予算は、創設当初はおよそ50億円程度であったが、80年代に入ると一挙に360億円規模にまで拡大した。その後、財政緊縮の影響を受けて一時横ばい状態を経験するものの、90年代には負再び文化政策に関心が集まるとともに急速に増加してゆき、97年には828億円に達している。この間の10年間で文化庁予算は約2倍の伸びを経験した。しかし、97年に最高額を記録して以来、近年はわずかながらであるが減少傾向にある(図表7参照)。

(図表7) 文化庁予算の推移



れとも考えられるが、予算枠といったものの制約により、今後の劇的な増加が期待しにくいとも考えられる。

(図表8) 地方公共団体の文化関連経費の推移



(出所) 文化庁「文化行政のあらまし」。

また、こうした文化庁予算は、90年代を通して文部省所管一般会計に占める割合の点では7-8%で推移しており、また国の一般会計に占める割合でも約0.1%といった水準に留まっている。これらのことは文化庁予算が財政再建の叫ばれる近年の国家予算の中においてある程度安定した位置付けを得ている現

一方、地方公共団体の文化関連支出の量的な側面に関しては、図表8の合計の項目の推移に着目すると、先に文化庁予算の推移で見られたのと同様に、90年代に入って急速に増加し(93年に8483億円で最高、10年間で約3倍の伸び)、その後、明らかな減少を経験して近年は横ばい状態にある。しかしながら、ここで注意すべきは文化庁予算と地方公共団体の文化関係経費の絶対額の相違である。すなわち、文化庁予算が最大となった97

年の時点で比較したとしても地方公共団体の文化関係経費は文化庁予算に対して約10倍の規模を有している。

つぎに、国際的な観点から見ると我が国の公的な文化関連支出はどのような水準にあるのであろうか。第1節でも指摘したように公的な文化関連支出の国際的な比較には種々の困難が伴うが、参考までに英・仏・独・米4カ国の政府による文化関連支出と我が国の文化庁予算との比較を行ってみたい¹⁹。まず、単純に各国の文化関連予算の絶対額を比較すると、フランス(文化庁予算の約3.8倍)、イギリス(同約1.8倍)には及ばないものの、ドイツと同程度の水準である。一方、税制優遇措置中心のアメリカ(同約0.15倍)は非常に小規模である。さらに、国家予算に占める割合で比較すると、フランス(同約9倍)、イギリス(同約3倍)、ドイツ(同約2.5倍)との格差はいっそう拡大する。

¹⁹ 以下、詳細な資料は省略するが、文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/>) に詳しい資料が掲載されているので参考にさせていただきたい。

2 我が国の公的な文化関連支出の質的側面

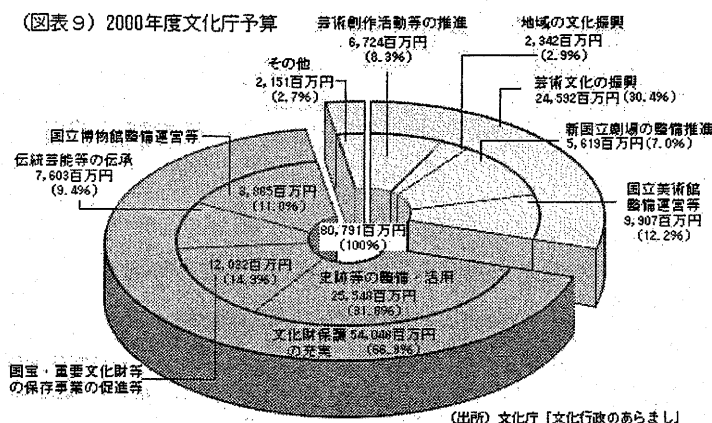
つぎに我が国の公的な文化関連支出の質的側面として、文化庁および地方公共団体の文化関連支出の分野別での内訳を概観する。

2000（平成12）年度の文化庁予算の分野別の構成は、芸術文化の振興のための予算が全体の30.4%であるのに対して、文化財保護の充実のための予算は同55.9%を占めている（図表9参照）。ちなみに、1997年度はそれぞれ28.5%、69.2%であり、芸術文化の振興のための予算の割合は徐々に増大していると考えられるが、依然として文化財保護関連の予算が大部分を占めている。

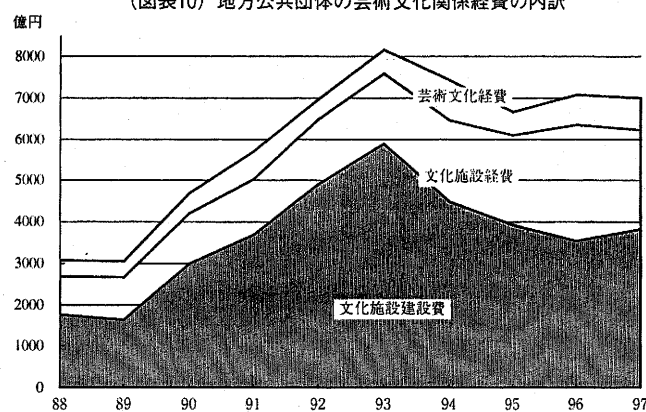
また、地方公共団体の芸術文化関連経費の分野別の構造は、前掲の図表8によると、文化財と比べて芸術文化の分野に対する支出が圧倒的に大きく、文化庁予算の構造と全く逆転した構造であることが分かる。さらに、地方公共団体の芸術文化関連経費の内訳を詳しく調べてみると（図表10参照）、大部分が文化施設建設費および施設経費（ハード）であり、芸術文化経費（ソフト）はごくわずかに割合しか占めていない。

こうした資金の流れの結果、各地に文化関連施設が次々と建設された。たとえば、公立文化施設は、75年には520館前後であったのが、83年以降急速に増加し、97年には1870館に達している²⁰。しかしながら、こうした文化関連施設の多くは地方交付税や政府補助金によって造られたものがほとんどであり、「ハコモノ」的性格を有しており、形を替えた公共事業であるという指摘は多く、今後はソフト面での充実が望まれる。

（図表9）2000年度文化庁予算



（図表10）地方公共団体の芸術文化関係経費の内訳



3 我が国の文化政策の課題

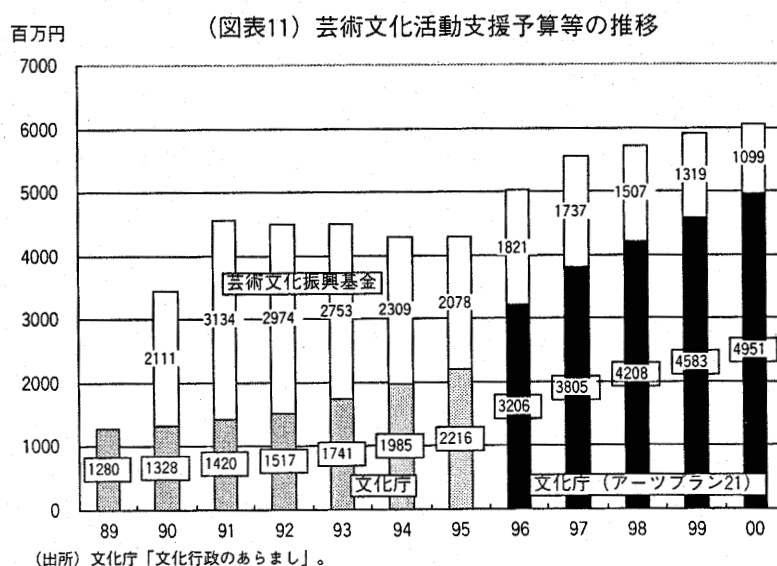
我が国の公的な文化関連支出は、国（文化庁）ではなく地方公共団体によって大部分が担われており、その大きな役割を果たしている地方公共団体の支出額が近年、減少傾向にあることが明らかとなった。さらに、とりわけ芸術文化の分野においては地方公共団体の役割は大きいということも指摘できる。しかしながら、地方公共団体の経費内訳を子細な検討により、ハード面への支出が大部分を占め、ソフト面への支出はかなり少ないことが

²⁰ 芸能文化情報センター [編] [1999] 第6章参照。

明らかとなった。我が国においては芸術文化の領域に対する公的な支援はまだ不十分であり、同領域への支援体制を確立することが我が国の文化政策の課題といえよう。

また、前節で指摘した「アーツプラン21」の設立などにより、文化庁による芸術文化活動の支援は高まってきているといえるが（図表11参照）、第2章第2節で指摘した芸術文化の多様な正の外部性を考えたとき、国（文化庁）による芸術文化支援のよりいっそうの充実が期待される。欧米諸国と比較したときの水準の低さを考慮すればなおさらのことである。

加えて、これまで芸術文化の分野における重要な支援者であった地方公共団体には、形を替えた公共事業として支援を行うのではなく、ソフト面でも充実した芸術文化支援体制を構築し、真の芸術文化の振興策を展開することが望まれる。とくに地方公共団体は、近年のアートマネジメントに関する議論の高まりの中から成果を得ていく努力をする必要があろう²¹。



²¹ 日本におけるアートマネジメントは90年代になり、地方公共団体が「文化施設」で実施する文化事業のノウハウ取得の一環として導入されたものである。しかし、欧米ではアートマネジメントは「広く文化を社会的環境（労働や住宅、余暇、教育、ケア等）や環境デザインのプランニングの中に位置づけようとする動き」の中で出現してきたという背景をもっており、アートマネジメントのこうした側面を受容していくことも、とりわけ地方公共団体の文化政策においては、今後の課題であろう。アートマネジメントについては伊藤裕夫 [1998] 参照。

おわりに---我が国の文化政策の今後について---

ここでは、本論文を終わるに当たり、これまでの考察を踏まえて我が国の文化政策に関する議論についての今後の方向性について若干の指摘を行いたい。

第1章では、文化政策の政策対象である「文化」の意味する内容に関する不十分さが、有効な文化政策の構想の主要な阻害要因になっているという主張を取り上げ、それを克服するための第一歩として様々な領域における「文化」の定義について概観した。そこでは、とりわけ「人間（の存在）にとって文化はなぜ必要か」という問いの設定が今後の議論に非常に有益であろうという点を指摘した。これは第2章の議論を踏まえれば、芸術文化の正の外部性について深く考察することに他ならないであろう。今後の方向性としては第1章で簡単に触れた哲学・心理学的な考察をよりいっそう深めるとともに²²、文化政策を確立するという観点からは、それを経済学の文脈に導入していくことが必要であろう。

第2章では、まず、文化庁の文化政策の根拠が曖昧かつ場当たり的であることを指摘し、つづいて、もっぱら経済学、とりわけ公共経済学における議論に依拠し、芸術文化を「市場の失敗」が発生する財・サービスと同様にみなすことで、政府の是正的介入を正当化する議論を展開した。そこでの議論では政府による芸術文化支援策の正当性がある程度説得的に展開できたとは思われるが、やはり仮定的・抽象的な議論が多々あった。今後はそうした規範的な議論の妥当性をいっそう強固なものにするために、基本的な実証研究が必要となってくるであろう²³。我が国にはこうした分野に関する研究は少ないため、今後はこうした領域における研究、そして基本的な統計資料の整備等が期待される。

第3章では、明治維新以後の我が国の文化政策の歴史を概観し、文化庁設立後の我が国の公的な文化支援の状況を統計を中心に見てきた。詳細な問題点に関しては再論することは避けるが、くり返し強調しておきたい点としては、我が国の文化支援体制は、欧米諸国のように永年の伝統の中で築かれたものがすでに存在しているというよりもむしろ、今まさに築かれようとしているということであり、いまこそあらゆる人々が議論に参加することによって、我が国の状況に適したよりよい体制を設計する必要があるということである。

このように文化政策および文化政策に関する理論にはまだまだ課題が数多く存在している。しかし一方で、近年の我が国においても文化経済学会が設立されるなど、こうした領域における研究も盛んになり、成果も蓄積されつつある。この分野における研究のよりいっそうの進展とともに、一般市民や芸術家の人々にも文化経済学的な知識が普及し、芸術文化の公的支援に関する争点が幅広く議論される日の訪れと、その結果として日本が文化的な国となっていることを期待しつつ、本論文を終わりたい。

²² 実は筆者個人としてはこの問題にもっとも関心があった。しかし、残念ながら力不足でうまくまとめることができず、そうした論点に関する議論は充分にはできなかった。次の機会があればこうした論点についても議論してみたいし、また今後もずっと考え続けてゆきたい問題でもある。

²³ Throsby [1994] は規範的経済学の理論の芸術文化への適用は「あらゆる手段が尽くされており、(中略)さらなる探究の焦点は基本的な実証研究であるにちがいない」と述べている。

参考文献

- Boumol, W. J. and William G. Bowen [1966] , *Performing Arts: The Economic dilemma, A Study of Problems common to Theater, Opera, Music and Dance*, MIT Press. (池上惇・渡辺守章 [監訳] [1994]『舞台芸術 芸術と経済のジレンマ』芸団協出版部)。
- 文化庁 [1988]『我が国の文化と文化政策』ぎょうせい。
- 藤田英典・宮島喬・加藤隆雄・吉原恵子・定松文 [1992]「文化の構造と再生産に関する実証的研究」『東京大学教育学部紀要』第32巻。
- 芸能文化情報センター [編] [1999]『芸能白書 1999』芸団協出版部。
- 端信行 [1998]「産業社会の成熟と文化概念の拡大」(総合研究開発機構『NIRA 政策研究 文化政策への提言---アートマネジメントの新たな展開』第11巻第5号)。
- 池上惇 [編] [1991 a]『文化経済学の可能性---文化政策と舞台芸術の現状と未来』芸団協出版部。
- 池上惇 [1991 b]『文化経済学のすすめ』丸善ライブラリー。
- 池上惇・山田浩之 [編著] [1993]『文化経済学を学ぶ人のために』世界思想社。
- 池上惇 [他編著] [1998]『文化経済学』有斐閣。
- 企業メセナ協議会 [編] [2000]『メセナ白書』ダイヤモンド社
- 根木昭 [他] [1996]『文化政策概論』晃洋書房。
- 根木昭 [2000]「『文化政策学』体系化の視点」『文化庁月報』2000年4月
- 佐々木晃彦 [編著] [1999]『文明と文化の視角 進化社会の文化経済学』東海大学出版会。
- 佐藤郁哉 [1999]『現代演劇のフィールドワーク 芸術生産の文化社会学』東京大学出版会。
- 伊藤裕夫 [1998]「文化政策の課題とアートマネジメントの機能---文化における「参加」の意義」(総合研究開発機構『NIRA 政策研究 文化政策への提言---アートマネジメントの新たな展開』第11巻第5号)。
- 松原隆一郎 [1995]『豊かさの文化経済学』丸善ライブラリー。
- 文部省 [2000]『我が国の文教施策』大蔵省造幣局。
- 後藤和子 [1998]『芸術文化の公共政策』勁草書房。
- 柴田弘文・柴田愛子 [1988]『公共経済学』東洋経済新報社。
- Stiglitz, Joseph E. [1988] *Economics of the Public Sector, Second Edition*, W. W. Norton & Company. (藪下史郎 [訳] [1996]『スティグリッツ 公共経済学 (上) (下)』東洋経済新報社)。
- Throsby, D. [1994] "The Production and Consumption of the Arts: A View of Cultural Economics", *Journal of Economic Literature* XXXII(American Economic Association)。
- 梅棹忠夫 [監修]・総合研究開発機構 [編] [1983]『文化経済学事始め 文化施設の経済効果と自治体の施設づくり』学陽書房。